

監査の結果により講じた措置について

地方自治法第199条第15項の規定により、寒川町長から措置を講じた旨の通知がありましたので、同条並びに寒川町監査基準第17条により次のとおり公表します。

令和7年12月15日

寒川町監査委員 後藤雅弘
同 柳田遊

1 措置の対象となった監査

- (1) 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理）令和6年度分

2 監査実施期間

- (1) 令和7年9月8日から令和7年9月26日

3 措置を講じた部局等

- (1) 寒川町ふれあいセンター指定管理者：公益社団法人 寒川町シルバー人材センター
所管課：福祉部高齢介護課

4 監査の結果及び措置の内容

- (1) 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理）

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容
<p>寒川町指定管理者制度導入施設運営持続化支援金交付要綱（以下、要綱という。）第4条には、支援金の交付対象となる経費は当該事業に係る電気料金及びガス料金に要する経費のうち当該交付対象者が負担した経費と規定されている。</p> <p>町は「寒川町ふれあいセンター」の指定管理者である公益社団法人寒川町シルバー人材センター（以下、人材センターという。）が、指定管理料により「寒川町ふれあいセンター」に係る電気料を支払っていることを知りえる立場にありながら、適切な審査を行わず、要綱第4条に違反している支援金87,000円を支出した。</p> <p>町は、要綱第10条に基づき、人材センターへの支援金の決定を取り消すとともに、支援金の返還を求められたい。</p> <p>また、令和5年度寒川町ふれあいセンタ</p>	<p>寒川町指定管理者制度導入施設運営持続化支援金交付要綱第4条に基づき、交付対象者である公益社団法人寒川町シルバー人材センター（以下、人材センター）が負担した経費として、物価高騰による電気料金超過分175,738円の1/2である87,000円を交付しました。</p> <p>しかし、寒川町ふれあいセンターの管理に関する年度協定第3条第2項において、指定管理料内での経費配分変更を可能とする旨を定めていますが、町及び指定管理者（人材センター）双方において協定内容及び指定管理料支出状況の確認が不十分なまま、当該支援金について適切な審査を経ずに交付していたため、人材センターに対して交付決定を取り消すとともに、87,000円の返還を求め、12月5日に返還されました。</p> <p>また、上記を踏まえて、あらためて令</p>

一指定管理事業収支決算書には、収入に物価高騰分（電気料）として町から支援金として支出された 87,000 円が算入されいるが、支援金は返還すべきものであるので、改めて、令和 5 年度の寒川町ふれあいセンター指定管理事業収支決算書を作成し、その収支差額と既に町に返還されている 718,450 円との差額を人材センターに返還されたい。

和 5 年度収支決算書を再作成し、その収支決算書の収支差額 542,712 円と既に町に返還されている 718,450 円との差額である 175,738 円を 12 月 10 日に返納いたしました。

本件は、町及び指定管理者（人材センター）による、協定内容及び指定管理料支出状況に対する確認体制が不十分であったものと認識しております。

今後は、協定内容の遵守、指定管理料支出状況のチェック体制の整備、収支決算書等書類審査のモニタリング強化など、再発防止に努めてまいります。